

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	52
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002194.html</a>

執行機関名 新宿区長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの【新宿区立住宅管理条例(平成9年新宿区条例第25号。)第2条第3号に規定する区民住宅の管理に関する事務】
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第6号 区立住宅の管理その他の住宅に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第1条	新宿区住宅管理条例第1条、第2条第1項第3号
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における区立住宅の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条第1項第3号 区民住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。)に基づく住宅その他の国の制度に係る住宅であって区が設置するもの又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特優賃法規則」という。)に定める基準の範囲内の収入のある者に対して区が設置する住宅(国の制度に係る住宅を除く。)及びそれらの住宅の附帯施設(特定住宅を除く。)をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		新宿区立住宅管理条例 新宿区立住宅管理条例施行規則